

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年7月8日(金曜日)

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前11時 9分 散会

付託事件

(1) 平成27年陳情第2号

(2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

① 平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情

(2) 報告事項

① 歩行者の安全対策におけるカラー舗装の実施について (道路建設課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉 康 二 君
委員	中 庭 次 男 君	委 員	飯 田 正 美 君	
委員	五 十 嵐 博 君	委 員	高 橋 丈 夫 君	
委員	松 本 勝 久 君			

3 欠席委員(なし)

4 委員外委員出席者(2名)

議長	村 田 進 洋 君	議員	小 川 勝 夫 君
----	-----------	----	-----------

5 説明のため出席した者の職, 氏名

建設部長	猿 田 佳 三 君	建設部技監	市 村 正 一 君
建設部技監兼 道路建設課長	弓 野 憲 一 君	建設部技監兼 河川都市排水 課 長	大 和 直 文 君
建設部技監兼 建築課長	小 林 幸 夫 君	建設計画課長	大 森 幹 司 君
道路管理課長	木 村 勤 君	生活道路整備 課 長	安 達 茂 君
土木補修事務 所 長	大 山 裕 己 君	内原建設事務 所 長	岡 田 紀 治 君
都市計画部長	村 上 晴 信 君	都市計画部 副 部 長	小 川 喜 実 君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川 崎 洋 幸 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴 之 君

都市計画部技監兼
泉町周辺地区
開発事務所長 加 藤 久 人 君 都市計画課長 黒 澤 純 一 郎 君

公園緑地課長 上 田 航 君 住宅政策課長 和 田 宏 君

下水道部長 小 林 夏 海 君 下水道部参事
兼下水道管理
課 長 白 田 敏 範 君

下水道部技監 清 水 安 隆 君 下水道部技監
兼下水道施設
管理事務所長 館 山 祐 清 君

下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

6 事務局職員出席者

議事係長 大 森 貴 広 君 書記 石 田 一 樹 君

午前10時 3分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

この際、御報告申し上げます。本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情についてであります。

本陳情につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

[発言する者あり]

○安藏委員長 挙手をして発言してください。

中庭委員。

○中庭委員 業者の方が、いろいろ今回の問題について、具体的な方針を出していくということなんですが、これについて、今日は発表できないのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思っています。

○安藏委員長 具体的な進捗状況ですね。

木村課長。

○木村道路管理課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えします。

6月中旬に一部、舗装の傷んでいる部分の補修を業者さんのほうでかけていただきまして、7月中旬ですね、今週はまだ着手していませんが、来週以降に、押さえ盛り土の撤去を開始する予定となっております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 盛り土の撤去については、前回も答弁があって、やるということだったんですけども、これやっても、あそこの並んでいる家についての、例えば亀裂が大きくなってしまったりとか、そういう問題は発しないという確信のもとでやっぱり行うということでしょうか。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えします。

施工業者さんのほうも、地盤調査関係をして解析した結果、押さえ盛り土を外しても、もう押さえ盛り土の必要がなくなっているという判断ができるということでありまして、盛り土を撤去して、撤去後3カ月程度、その後の経過を計測して、確認後、異常がないということが判断できれば、今度、道路関係のほうの補修に入るという計画になっております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 工事をやった3カ月後の状況について、どういう状況であるのかも含めて、委員会に報告していただきたいと思います。

以上です。

○安藏委員長 そのほかございますか。

松本委員。

○松本委員 委員長のほうも大変心配されていまして、この陳情等についてはね。私も現場の関係者の方にお会いをしてきました。そして、今執行部のほうが答弁されたように、撤去して、ちょっと若干様子を見て、そして道路補修をするというような内容でした。内容はそういうことですね。ですから、これは継続で、今日のところはお願いしたいなというふうに思っています。

○安藏委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、本陳情につきましては、引き続き継続審査にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

それでは、歩行者の安全対策におけるカラー舗装の実施について説明願います。

弓野技監兼道路建設課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 それでは、歩行者の安全対策におけるカラー舗装の実施について、建設部道路建設課提出の資料により御説明いたします。

まず初めに、事業の概要でございますが、これまで歩行者の安全確保を目的とした歩道整備につきましては、道路を拡幅することにより歩行者空間を確保してまいりましたが、既に道路沿線に家屋等が立ち並び、早急な対応が困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ、ある一定幅員が確保できる歩道のない道路において、道路空間の再配分を行うことで歩行者の安全を確保できないか、検討を進めてきた結果、本市において初の試みとして、中央線をなくしまして再配分することで、歩行者通行空間を確保し、安全対策を実施するものでございます。

2番目の対象路線でございますが、水戸市見川3丁目地内、市道見川1号線でございます。

2ページの位置図をごらんになっていただきたいと思います。

市道見川2号線から市道見川8号線の交差点までの区間でございます。この路線は、見川小中学校の通学路にも指定されております。延長が620メートル、道路幅員が7メートルから10.5メートルでございます。

3番目の工事内容につきましては、3ページの道路標準断面図をごらんいただきたいと思います。

外側線的位置を変更しまして、歩行者通行空間を確保いたします。センターラインを消しまして、歩道部を拡幅する予定でございます。

それと、歩行者の通行区分を明確にいたしまして、視認性を高めるため、歩行者の通行部のカラー舗装を実施いたします。カラー舗装をすることによりまして、通行車両に対しまして注意喚起を高めることを目的としております。このカラー舗装の部分でございますが、幅が50センチメートルで実施します。歩道のない部分につきましては、全線実施していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 内容につきまして、御質問等ございましたら。

高橋委員。

○高橋委員 市道見川1号線で、今回、歩行者の安全対策のためのカラー舗装をやるということなんですけれども、総延長が620メートル。そして、この620メートルの前後の路線というのは、道路の幅も確保されて、両側に歩道も整備されていて、すばらしい道路が現在あるんですね。今回カラー舗装にする部分の620メートルだけが、いわゆる未整備のまま、道路整備工事が行われなかったと。今回、歩行者の通行部をカラー舗装にする理由としては、既に道路沿線に家屋等が立ち並んで、対策が困難な状況だということなんですけれども、私は、今この620メートルの間に住んでいる人たちの話をちょっと聞いてきたんですが、前後が立派な道路幅が拡幅されて歩道ができていて、当然その620メートルの間は道路整備がされるものだというので、水戸市の行政に大きな期待をしていたと、そういう話を聞いてきたんですよ。

それで、今回、このような歩行者の安全対策措置を講じることになったんですけども、今回この経緯に至った、今日都市建設委員会に発表した経緯、すなわち、今日こういう経緯になったということを報告する、きっかけというのは何なんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

この路線につきましては、以前から歩道整備、道路の整備の要望は出ておりました。それで、何度となく検討してきてまいったわけなんですけど、歩道整備、道路全体を整備するに当たって、家屋が多いというようなことで、なかなか進まない状況でした。それで、現在の幅員の中で、歩行者に対する安全対策を何かできないかというようなことで、今回、歩道部を拡幅いたしまして、カラー舗装をして歩行者の安全確保を図るというようなことで計画したものでございます。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 ですから、既にその沿線、その道路、今回の620メートルの道路については、家屋が立ち並んじゃって、道路拡幅が困難だという説明なんですけれども、この資料の中では、それ以前に行政として、やはりその前後は立派な道路ができていますから、道路拡張するために、沿線の家屋を建設するときの、いわゆる行政指導というのは必要だったんじゃないですか。将来行く行くは、この道路を立派な道路にするんだと。ですから、そういう行政指導もしなければならなかったのかなと、私は大変疑問に思うんですよ。

それで、その内容なんですけれども、今回、両側に緑色の50センチメートルの幅をつくって、外側に15センチメートルの白い線をつくると。幅がそうすると、緑と緑の間が5メートルで、それでここ、バスが通るんですね。バス会社にも問い合わせたんですよ。そうしたら、バスは幅が2メートル30センチメートルから2メートル50センチメートルあるだろうと。バックミラーが15センチメートル、15センチメートル出張っているから、合わせて最大バスは2メートル80センチメートルあるんだと。それで、両側に緑のマークをつけるとすれば、今度バスが通ったときに対向車も来るでしょう。もしかすると、バスとバスがすれ違う時間も予測されます。そういったときに、歩行者はどっちに寄ればいいんですか。

私は、歩行者の安全対策空間を設けるといっただけなんですけど、これはまるで逆の、歩行者を恐怖に陥れちゃ

うような状況ができるかもしれないよ。私の考えとしては、そういうことから、この緑のカラー舗装の部分をどちらか片側1カ所だけにするとか、あるいは歩車道境界ブロックを設けて歩行者の安全確保をするほうが、相互通行、車の通行もスムーズにいくし、歩行者に対する恐怖心というのも与えないで済むかと思うんだけど、どうしてもこれ、2カ所、両側に緑の線を染めて、歩行者の安全確保をやるということで検討したということで、変更はできないんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

既に現状の道路が通学路になっていまして、両側に歩道は整備されていないんですけれども、外側線の外側を歩行者が歩いているような状況でございます。以前に歩道を片側にまとめて整備するという案も出たんですが、そうしますと、歩道がなくなったほうの歩行者にも影響が出るというようなことで……

〔「何の影響」と呼ぶ者あり〕

○弓野建設部技監兼道路建設課長 歩くところがなくなるものですから、そういう形で両側に計画をさせていただきます。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 片方のカラー歩道も検討したということなんだけれども、それでは歩行者に影響を与えるという、今答弁だったんだけど、両側にカラーの歩行者が通行する空間をつくれば、余計歩行者に恐怖を与えるんじゃないですか。だって、バスが通って対向車が来たら、歩行者は脇へ寄りななきゃならないでしょう。脇へ立ちすくんじゃうよ、歩行者が。そういうことを考えれば、私は、これはやはり片方だけに設置して、歩行者の安全確保に努めるということが、私は正しいのではないかと思いますよ。

それと、ここは車の最高速度が何キロメートルか知っていますか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問ですが、時速50キロメートルでございます。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 50キロメートルじゃなくて40キロメートルだったわ。最高速度が時速40キロメートル。

それで、前の都市建設委員会でゾーン30という説明がありましたよね。いわゆる学校近辺は、子どもの安全確保をするために、制限速度を30キロメートルでやってくれと。そういうゾーン設定が都市建設委員会で報告があったんだけど、ゾーン30の設定は今年で終わりだという話、委員会で報告ありましたよね。ですから、そういった意味で、もしこれを、片方にするんだか両方にするんだかわからないけれども、やはりゾーン30の設定を再検討して、30に直すべきだと私は思いますよ。

それと、こういうことをするには、警察の許可とか公安委員会の許可ももらわなきゃなりませんよね。センターラインをなくすとかと書いてあるんだから。これは、水戸市で勝手にセンターラインをなくしたりはできないでしょうよ。そういう公安委員会だの警察の許可はもらってあるのか、それを聞きたいと思いませんけれども。

あと一つ、資料で、水戸市で初めての試みとして、こういうことを採用するとなっていますよね。本当にこれ、水戸市で初めての試みな。水戸市のほかの地域にこういう道路があるんだよね。これともしかする

と、同じなのかなと思うんだけど、こういう道路があるんだよ。こういうことを既にやっているのにもかかわらず、今回初めての試みだと。ちょっと、その辺の事実はどうなっていますか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、警察との協議なんです、水戸警察署のほうと昨年度から調整をさせていただきまして、今年度に入ってから調整がついたというようなことでございます。やはり、バス路線に指定されていたものですから、大型車が実際にすれ違うときに、幅員が5メートルで大丈夫なのかというのが一番、警察のほうでも協議の中で重点を置いて調整をさせていただきました。

それと、初めての試みと書きましたのは、まずこの路線につきましては、センターラインが入っている部分と入っていない部分がございます。全部がセンターラインが入っている道路ではございません。それで、今回の初めての試みといいましたのは、センターラインをまず消して、それで歩道のほうを拡幅してやるというのが、初めての試みというような言葉に……

○高橋委員 委員長ね、道路交通法上の道路というのは、センターラインを確保する場合は道路の幅が決まっているんだよね。何メートル以上はセンターライン引いてくださいと。たしか6メートルではセンターライン引かないんだよね。今回は今、何か苦しい言いわけに聞こえたんだけど、センターラインを消すから今回やるのは初めての試みだと。俺は今の説明は、何かちょっと違和感がある説明かなと見ているんだよね。

やはり、水戸市にもこういう例が前にありますけれども、やはり歩行者の安全確保については、まだこういうことが必要なもので、今回このようなカラー舗装を実施したいと、そういうふうに素直に答えればいいんじゃないですか。あとは、公安委員会のほうのゾーン30、これはやるの。やるとすれば、あくまでも両側にやるの、カラー舗装は。課長、両側に緑のマークするの。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

やはり、両側を歩行者が歩いているものですから、両側に50センチメートルの緑の帯で実施したいと考えております。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 今、高橋委員がちょっと考えるというから、その間。この前後というのは、幅員何メートルになっているんですか。都市計画道路なんでしょう、これは。そうすると、都市計画道路の何号線になっていますか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

都市計画道路は現在、50号バイパスから大内田の交差点までは整備されております。路線名につきましては、都市計画道路3・5・25号見川線でございます。全幅が12メートル、それで、2.5メートルの歩道が両側に設置されております。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 3・5・25号線というのは、要するに、幅員が12メートルを標準とした道路になるんだよね。それは都市計画道路でしょう。そうすると、ここの間の600メートルというのは、今度はどういうふうになるの、名称は。これは3・5・25号線とは言わないよ。幅員が、車道が5メートルしかないんだから。25センチずつとられているんだ。そうしたら、都市計画道路としては、ここの部分が外れるでしょうと私は思うの。その辺の考えはどうなっているの。そうしたら、これは本来ならば、都市計画道路として、これまで前後ができてきているんだから、それで何でやらないのかなと私は思うの。

それで、現状では歩行者の通行空間が1.9メートルあるんだよ。1.9ということは、1.8より広くて、1間以上あるんだよ。俺は歩く所としては十分だと思っているんだ。ほかの道路を歩いてごらんさいよ。1間なんていうのは、あるところ少ないから。大体、側溝の上歩いているのが通常だから。そうでしょう。何でここは、1.9もあるのを2.15に広げなくちゃならない。これもおかしい話だなと思う。

そして、センターラインをとる試みが初めてだというのは、あるのとないのでは、交通の規制というか、車の間隔。私らも運転するけれども、ややもすると、反対車線のほうに出ちゃうんじゃないのかと、非常に危険性がある。そして、グリーン線の線は引いたにしても、そこに柵というのは何もないんでしょう。そうしたら、歩行者の通行空間のほうに車は入っちゃいますよ。危険性があるんじゃないかと私は思います。

ですから、まず最初の質問、都市計画道路3・5・25号線は、ここの部分はどのようにするんですか。都市計画道路ね。だから、本来ならば、それを続けるのが3・5・25号線の、これはまだ未整備のところなんだから、それで本当はやるべきだろうというふうに私も思いますよ。どうしてこれ、片側を2.15メートル、片方を1.6メートルの歩行者の通行部を両方つくらなくちゃならないのか。それに伴って、車道がわずか5メートルしかない。すると、半分半分だったら、グリーン線の境界までいくというと、2.5メートルしかないんだよ。今の高橋委員の、バスが通ったらばオーバーしちゃうわけでしょう。危険きわまりないんじゃないですか、これは。と私は思うんですけども、これをもう一度、部長、検討してみたら。これで決定しちゃった、最終決定じゃないんだろう。片側をせめて少なくして、私どもが百歩譲ったとして、片方は2.15メートルでもいいとしても、片方は1.6メートルは要らないから、車道を広げて、やっぱり中心センターラインというのは、私は黄色い線で必要んじゃないかなと思うんだけど、いかがなものでしょうか。

〔「都市計画道路は断念したわけじゃないんだろうよ」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 猿田建設部長。

○猿田建設部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

確かにこの路線は、3・5・25号線の都市計画道路の位置づけになっております。先ほど高橋委員もおっしゃったように、本来都市計画道路ですので、歩行者と車道を分離する、歩行者の安全を確保するにはそれが一番と私どもも認識しております。ただ、その間、都市計画道路ですので、用地測量、買収、事業認可等の日時を要しますので、その間いかにして歩行者の安全を確保するか。そのままではちょっと危険ですので、何とか歩行者だけの安全でも確保できないかということで、今回このような策を設けさせていただきました。

この路線を都市計画を断念したというわけじゃなくて、その都市計画道路の事業認可までの間、何とか歩

行者、子どもたちの安全確保ということで……

〔「計画、何十年前にあったんだ」と呼ぶ者あり〕

○**猿田建設部長** その辺を、優先順位関係をもう一度見直し関係をしますので、そのときさらに直していきますので、どうぞよろしくをお願いします。

○**安藏委員長** 松本委員。

○**松本委員** 委員長ね、今の部長の答弁でわかった。暫定的だよ、これは。これは暫定。

そうしたら、暫定というのは、何年ぐらいを目安にしているの。無制限の暫定なんていうのはあり得ないから。やっぱり、ここ、今度は都市計画、これは実施計画に入っているのよ、これ、ここは入っているんだっぺよ。だから、もう買収に予算を組んで入れるところでしょう。買収すれば工事はすぐだからね、もうできたと同じだから。

だから、暫定的にこういう手法をとるんだということを最初から言ってもらえれば、それでよかったんだけど、その説明がなかったから、弓野課長さん。だから、こういうふうな議論になっちゃうんだけど、要するに、じゃ暫定というのは、我々も百歩譲るから、これを認めるから、認めるにしたって、この辺のもう少し、今議論になった部分について、もう1回見直ししながら、暫定の手法をとってもらっても構いません。百歩譲ります。

しかし、その暫定というのは、じゃ、見通し、両側に何軒ぐらい家があつて、強制収用というのもあるんだから、水戸市にはそういう法律もあるんだから、できるんだから、どうしてもここが危険性で危なければ、そういう方法だって考える。だけれども、それは最終的な方法だから。そういうことを考えないで、何年ぐらいと約束できるものであれば、我々も、あと何期もできないけれども、要するに議事録は残るわけだからね。見通しはないの。

〔「買収状況どうなっているの。何%」と呼ぶ者あり〕

○**松本委員** この中は全然1軒も買ってないの。600メートルの中は、1軒も買ってないの。空地も何も無いの。当たってないんだっぺ、要するに最初から。だって、今、高橋委員の話では、期待しているという人もいるわけだから。それは当たらなければ。そうしたら、今度は大森課長のほうの分野になるのか、都市計画道路は。

だから、そういう方向で、これをもう少し見直して、2.5の2.5では、これはちょっと危険性が伴うよ。だから、センターラインも入れて、片方の歩道を狭めて、最低限度、やっぱり前の現状の5.5しか広がらないよこれ。片方1.9もあるんだもの、歩行者の通行部が。十二分だと思うよ。ほかの地域、ちょっと見てごらん。こんな広い所なんか、南町、泉町以外ないと私は思います。

その辺のところ、もう1回まとめて、部長、弓野課長さんでもいいけれども、答弁をしてくださいよ。

○**安藏委員長** 猿田部長。

○**猿田建設部長** 先ほど、当初、見川1号線の計画はお示しいたしました。それに関して、皆さんの御意見を多々いただきましたので、それに関して注意事項、直さなきゃならない事項、再度検討させていただきます。

それで、暫定期間というのは何かと、それに関して今、明確にちょっとお答えできませんので、お許しく

ださい。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 最初に、それは暫定のためにやると説明すればよかったんだけど、そういう話が後から出たもので、わかったんだけど、今、松本委員は、両側に緑の安全カラーを認めるということだけでも、私は、やっぱり歩行者の安全、人命尊重を考えれば、両方にやれば、さらにバスなどが通った場合に、歩行者の安全が損なわれる危険性があるということで、私は片側にしてほしいと。両側では私は反対しますから。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 この見川1号線の通学路の安全対策については、私も過去2回、議会の一般質問で取り上げてまいりました。特にこの道路は、国立病院に行く道にもなっている、県庁に行く道にもなっているということで、かなり交通量が多いんですよ。

既に十数年前に、地元の見川地区の市政懇談会で、道路拡幅をしてほしいという要望がありました。その中で出された意見としては、この道路の幅が狭いために、車のサイドミラーが、例えば子どもの手に当たったとか、あるいは御婦人の肩に当たったとかということで、大きな事故はありませんでしたが、しかし、接触事故が何回もあって、非常に地元の皆さんが危険だということで要望してまいりました。

私も議会で要求したのは、ここは先ほども答弁にありましたように、都市計画道路になっているんですよ。途中まで都市計画道路になっているんですよ。だから、都市計画道路をしていて、整備したらいいんじゃないかということは何回か、3回にわたって一般質問でやったんですけども、しかし、それについては、検討する、検討するで、結局今日に至ってしまって、家がたくさん張りついてしまったという問題でありまして、私はそういう点では、行政が非常に怠慢と。行政が、やっぱり地元の住民の皆さんの要望に応えていけば、こういう形にしなくても、都市計画道路として整備することができたんですよ。もう十数年前から、何回も何回も出ておりましたから。

そこで、私は、一つは、センターラインを消してしまうということになるわけですね。水戸市で初めてのことだと、センターラインを消して歩行者の通行部をつくるのはということなんですけど、先ほども高橋委員や松本委員が質問していましたけれども、本当にこれで安全が保たれるのかと。5メートルになるわけですね、5.5メートルから5メートルになると、バスの幅から見て、すれ違うときに大丈夫なのかと。グリーンの通行部分にまでバスが来ちゃうんじゃないかという、非常に危険があると思うんですよ。私も地元なので、いろいろ聞きましたけれども、本当は、やっぱり拡幅してほしいというのが一番の願いでした。

ですから、そういう点で、センターラインを消しても大丈夫なのかということと、それから、5メートルになった場合に、今、住民の皆さんは、接触事故がふえてしまうんじゃないかということを書いていらっしゃるんですよ、地元の方はね。だから、それは大丈夫なのかということと、その2点について、ちょっとお答えいただきたいと思うんです。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、センターラインの消去ですが、これも水戸署のほうと昨年から協議をさせていただきまして、やはり幅員が狭くなることに対して、速度を落とすような政策といいますか、そういう対策をしてほしいという

ようなことで、速度を落とさせるためにも、緑の帯で注意喚起をするというようなことで調整をさせていただきました。ですからバスの車両の幅というのは、大型車ですから、2.5メートル以下ですから、ぎりぎりにつくっていると思いますので、2.5メートルありますので、やはり大型車がすれ違うときには、よほど速度を落としてすれ違わないと、すれ違えないというような状況になります。

○安藏委員長 ちょっと待ってください。今、課長のほうから、速度を落とす話があったんですけども、先ほど高橋委員の速度規制の話がちょっとずれがあったものですから、その辺のところ、ちょっと調整してください。制限速度が時速50キロメートルか40キロメートルの話、それは、現実40キロメートルという話だったんですけども、水戸署のほうで速度を落とすためにという話だったんですけども、制限速度の数字が変わっていたものですから、その辺のところだけちょっと、50キロメートルと40キロメートルのどちらなのか、言ってください、どうぞ。

弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 すみません、速度規制は時速40キロメートルでございます。それで、都市計画道路のほうは、50キロメートルだと思うんですけども、すみません。

○安藏委員長 そうですか。その区間620メートルは40キロメートル……

○弓野建設部技監兼道路建設課長 40キロメートルです、すみません。

○安藏委員長 わかりました。そういうことで。

中庭委員。

○中庭委員 あともう一つは、この都市計画道路を早く、私は整備してやれば、こういうきちんとした歩道ができるんだと言っていたんですけども、そのときに3回の答弁の中で、この都市計画道路については見直しを考えているんだという答弁もあったんですよ。というのは、この都市計画道路、途中で県営西妻住宅のところで曲がっちゃうんですよ。途中、その620メートルのところまでは都市計画道路ではないんですよ。一部なんですよ。だから、市のほうでは、この都市計画道路を見直すという答弁を3回にわたって私にしていたんですけども、これについて、見直すから、結局やらないというようにも私は聞こえたんですけども、これはどうなんですか。ちゃんと都市計画道路は計画どおりやるという考えなんですか。それとも、どうなんですか。その辺お答えいただきたい。

[発言する者あり]

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいま中庭委員のほうから御質問いただいた、都市計画道路の見直しの件についてお答えします。

都市計画道路の見直しは、今年路線についても、そういったお話が過去あったというようなお話だったんですが、現在手続的には、市内全域の都市計画道路を対象にして、それが必要であるか、必要でないかというような見直し作業を進めさせていただいており、その中で、現時点では、この道路についてはそのまま存続というような形で結論がつけましたので、今の段階では、都市計画決定としては残っているような状況になってございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、当時見直すという話だったんだけど、しかしそれは見直さないということになったんだ。

そうなれば、余計、この都市計画道路を計画どおり進めていくというふうにしなればね。だから、その点で、やはりそうであれば、例えば当時は、かなりの人たちが賛成していたんですよ、都市計画道路の拡幅には。しかし、どんどん家が建つ中で、こんな非常に難しくなってしまったので、そういう点では私は、この都市計画道路について、もしやるということであれば、地元の皆さんの御意見も聞いて、どういうふうに地元の皆さんが考えているのか、それもやっぱり聞いてみる必要があるんじゃないかなと思うんです。その点でどうなのか、ちょっとお答えいただきたい。

[発言する者あり]

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 中庭委員の御質問にお答えします。

都市計画道路として、先ほど見直しの中で、こちらのほうは、まだ存続という形で残っているというようなお話を差し上げたと思いますけれども、その事業の実施時期等については、現在、骨格的な道路である3・3・2号線とか、大きな道路のほうの事業を進めている中で、全体の進捗状況を考えながら、その時期等についても検証しているということなので、すみません、先ほどの部長のほうから答弁させていただいたのとかぶってしまうかもしれませんが、その時期については今、まだ今後の検討の中で、その時期については検討し、やっていきたいと考えています。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 今答弁いただきましたが、やはり地元の皆さんの意見は、一刻も早くきちんとした拡幅をして整備してほしいというのが、やっぱり地元の皆さんの強い要望なんですよね。

しかし、今回のこういうグリーンの歩行者の通行部の設置については、やむを得ないんじゃないかと。そういう計画道路をつくるということが、なかなか将来的に見通しがいい中で、やむを得ないんじゃないかという意見もありました、私が聞いた中で。ただ、やっぱり地元の皆さんは、このままに、グリーンの歩道帯をつくったままで放置しないでほしいと。前後はきちんとした道路になっていますからね。1.2メートルの道路になって、きちんとした歩道もあるので。

ですから、そういう点では、他の委員さんも言ったように、一刻も早く、やっぱり道路を拡幅して、子どもたちが安心して通える道路にしてほしいということを、私としては要望していきたいと思います。

以上です。

○安藏委員長 そのほか。

飯田委員。

○飯田委員 皆さんの委員さんの意見を聞いて、大体お話はわかりました。

ただ、水戸市で初めてということのカラー舗装なんですけど、実際にカラー舗装すれば、効果が上がっていくというイメージは湧くんなんですけど、県内とか、全国的にもやっているかと思うんですけど、その効果というのが非常にきちんと明確になっているのかどうかをお尋ねしたいのが1点です。

それから、あと警察との協議が随分時間を要したということなんですけど、その難航した中身が、どういっ

たところで一番苦勞されて、クリアされたからこの事業が進んでいくと思うんですが、その難航した中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 飯田委員の御質問にお答えいたします。

カラー舗装した効果ですけれども、やはり車を運転する方、歩行者の方が、緑及び青の帯があることによって、その方、両者に注意喚起をするということで、効果があらわれているというようなことでした。

それと、警察との協議に時間を要しましたことにつきましては、やはり幅員が一定でないことが、まず一つあります。7メートルから10.5メートルという幅員が、場所によっては広いところ、狭いところがあります。ですから、場所によっては、歩行者はU字溝の上を歩いているような状況のところもございます。そういう現状の中で、少しでも歩道を広げて歩行者の安全を確保したいと。そのためには車道を少し狭めたらどうかというようなことで調整をしていたものですから、その辺で警察との協議に時間がかかったというようなことでございます。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

この効果が上がるためには、注意喚起というふうに言われましたが、やっぱり速度を遅くするような走り方にならないとならないんじゃないかと思うんですね。それは、ゾーン30では時速30キロメートル制限でやっていますけれども、こちらは40キロメートルということではありますが、これは、もっと速度を下げるといような話にはならなかったんですか。ゾーン30の変形的なような形のものというのは、今のところないんですかね。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸警察署との協議の中で、やはり速度を落とすような話も出ていました。ただ、ここは通過交通もありますし、現在時速40キロメートルで制限がされております。それをいきなり30キロメートルという制限は、警察のほうでは難しいと。ある程度状況を見て判断をして、必要であれば30キロメートルにしていくというような話でございました。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

ここは交通量が多いということでありまして、特に水戸市の清掃車の車も相当走っていますので、そちらもぜひ注意していただくように言ってもらえればと思います。

以上です。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 私も見てまいりました。確かに、今までずっと委員のほうからありましたように、交通量も多いですし、また、ゾーン30のところの緑の幅というのは45センチメートル、全てがそうかどうかわかりませんが、私が見たところは45センチメートルだったんですね。これを見ると50センチメートルということで、またさらに広がるので、確かに道路は狭くなるんですが、逆に、今のベストというのは、

やはり道路拡幅をして歩道をつくるというのがベストだと思うんですが、今の状況を考えますと、やはり現在において、最善な手なのかなという気がいたします。

ただ、難しいなと思うのは、確かに高橋委員が言うように、1つになれば安全は確保されるんですけども、逆に今度また、利便性というか、また片方しかないところの片方に横断したときとか、いろいろまた違った危険が出てくるのかなという気もいたします。

やはり緑に塗ったところというのは、ゾーン30を見ても、その中を走っても、そんなに数がないような気がいたします。ですから、やはり今回の中で対策としては、かなり注意喚起が高まるのではないかなという意識があります。逆に、危険な踏切の交差点みたいなのは、みんなが注意する分、事故が少ないということもありますので、道路が狭くなって、そういうふうには運転手の方が、ここは狭くて、ちゃんと両サイドがこういうふうになっているということは、それで意識改革していただければいいなと思います。

ただ、状況を見た上で、先ほど飯田委員がおっしゃったように、やはりどうしても、スピードが時速40キロメートルで速いというような状況とか事故があるようなときには、その辺も検討していただければなというふうに思います。

いずれにいたしましても、両サイド本当に広がっていますので、いろいろ都市計画道路の見直し等もあると思いますけれども、ここの部分だけないというのもちょっと変な気がいたしますので、時間はかかるとは思いますけれども、きちんと整備する方向で、その暫定的な今の状況ということで認識したいと思います。

これをやる場合、いつぐらいに着工して、どのぐらいかかる予定なのか。もし今の時点でわかれば、教えていただきたいと思います。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの施工の時期についてお答えいたします。

今日、いろんな御意見が出たものですから、施工の時期については、その辺を整理させていただいて、よく十分検討して、今後進めさせていただきたいと思います。すみません。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 最後に要望ですけれども、見川1号線と見川2号線の、ちょうど見川小学校の脇の道路ですね。あそこも整備されているんですけども、何か狭いような気がいたします。やはり一緒に一体として考えていただければなというふうに思っておりますので、要望しておきます。

以上です。

○安藏委員長 そのほかございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 それでは、ないようですので、次にその他に入ります。

何か御意見がございましたら伺います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、市道酒門21号線、49号線の舗装と、それから側溝整備、側溝の設置などについて、地権者の方からさまざまな御意見がありましたので、質問したいと思うんです。

この地元の地権者の方の訴えによりますと、一つは、今回、道路整備の工事については、側溝整備なども

含めて、事前の連絡が全くなかったということでありました。本来ならば、地元的地権者の方にお話を聞いて、地権者の方の立ち会いのもとで、工事の内容について説明して始まるというのが本来ではないかという訴えがありました。

2つ目は、この工事によって、この道路に面している75メートルの鉄製の塀があったんですけれども、これがゆがんだと。亀裂が拡大になったということで、この塀をとめている針金も切れてしまったということでありました。一部で倒れそうにもなっているところもあるということでお話がありました。

また、同時に、塀の一部が今回の道路工事によって傷がつけられたので、水戸警察署にも相談しているということでありました。

そして、4つ目に、境界ぐいとこれを保護する鉄パイプを勝手に抜かれてしまったという問題もありました。

また、5番目に、道路舗装工事では、その方が所有する土地まで削られて、土砂の一部が崩れたところもあったということで、敷地にある塀と道路境界まで40センチメートルもあるところもあるんですけれども、そこまで道路の所有地の一部が削られてしまったという問題で苦情を言っておりました。

そして、6番目に、道路工事を請け負っている会社が弁護士を立てて交渉してきていると、その方に対して、昨日も弁護士から電話がありまして、水戸市の工事なのに建設会社の弁護士が介入してくるというのはおかしいのではないかと。これは民民の問題ではなくて、水戸市とその地権者の方の問題なのでありまして、そういう点では、やっぱり水戸市が、きちんとした誠意ある態度で交渉してもらいたいという訴えがありました。その方は、不安で夜も夜中に目が覚めてしまうという深刻な訴えでありました。

水戸市は、こういう地権者の訴えに対して、これまでどのように対応してきたのか。そして、今後どんな形で工事を進めていくのか、考え方をお聞きしたいと思います。その点について質問したいと思います。

○安蔵委員長 大和技監兼河川都市排水課長。

○大和建设部技監兼河川都市排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました工事ですが、こちらは、酒門町調整池から国道6号線、バイパスのほうに向かいまして排水路を整備している工事と酒門のほうの道路改良工事、こちらを合柵して、今実際に行っている工事があります。こちらは計画で、6メートルの幅員を予定はしておるんですが、今現在は路盤工で、舗装工をこれからやるというふうな段階まで来ております。

一番最初にございました御質問で、連絡が着工当時になかったということなんですが、こちらにつきましては、当時、担当者のほうが、現地のほうを回らせていただきまして、お知らせ等を配付させていただいたんですが、ちょうどその地主の方のおうちが、ちょっとお住まいになっていなかったものですから、ポストのほうに入れさせていただきました。確かにその点につきましては、担当者の通知不足というものもあります。その辺は今後注意して、確実に各地主の方に連絡をするようにしていきたいと考えております。その後、担当者のほうから、工事については説明をさせていただきました。

2つ目の工事によって塀のほうは、ゆがんで亀裂が入った、縛っている針金が切れたということですが、こちらにつきましても、工事によるそういった損傷であれば、補修とか補償のほうは対応してまいりたいと考えております。

あと、3番目の塀の一部が傷つけられたというところもあります。こちらについても同じく、補償のほうは対応していきたいと考えているところであります。

4点目の境界ぐいを抜かれたというふうなお話なんですけど、こちらにつきましては、工事の際に舗装盤を掘削する際に、一部コンクリートが巻き込んである部分もありまして、それで、工事の施工業者のほうが悪くて、コンクリート舗装盤を抜いたときに、ぐいを悪く抜いてしまったというふうな経過になっております。こちらについては、測量会社をお願いしまして、あと地主の方も立ち会いをいただきまして、今、ぐいのほうは設置しております。また、最終的にも工事が終わりましたら、そのぐいのほうの境界の精度のほうも再度確認させていただきたいと思っております。

5番目の土地を削って土砂が一部入ってしまったということなんですけど、こちらは道路築造の際に、塀の脇に土がやっぱり、のり面のようにあったんですけど、そちらを一部、境界を越えて削ってしまっていて、採石が入ってしまったところもありますので、こちら最終的には、原形復旧のほうに戻したいと考えております。

6番目の会社のほうが弁護士を立てて、今、その話をしているということなんですけど、こちらについては、請負業者のほうは、やはり工事による損傷と、またその辺の傷とか、そういったものをやはり調査しなければなりませんので、その調査を依頼しているものであります。市としましても、請負業者さんのほうに一方的に任せるわけではなく、お互いに協力して、その損害の部分については、いろいろと協議してまいりたいと考えております。

今後の方針なんですけど、やはり、これから舗装工事のほうに入りたいと思っております。舗装工事に関しても、やはり地主さんのほうでは、その鉄の塀のほうに影響があるということをお心配なされておりますので、そちらのほうの方法を御説明させていただいて、御理解をいただきながら、今、地元の隣接している市民の方にも迷惑をかける状態にもなりますので、工事の施工を速やかに再開したいというふうにご検討しております。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 工事を速やかに再開したいということなんですけど、しかし、そこで質問ですけれども、一体地権者の方に対して、具体的にこんなことをすると、こういう形で対応していくということは、これは地権者の方には話しているのかということなんです。私は、よく相手側の立場に立って、話を聞いて、やっぱり具体的に一つ一つ解決をしていかなければ進まないと思うんです。ですから、具体的な解決策については、地権者の方にこういうことを示していらっしゃるのかということが一つですね、質問は。

2つ目は、建設会社が弁護士に依頼して交渉に当たるというやり方は、やっぱりちょっと、これでは裁判までいってしまいますよね、こうなってしまうと。だから、あくまでも、やっぱり水戸市と所有者との間で、よく話し合っただけで解決すべきではないかと思うんです。建設会社が弁護士を頼んで交渉したという例はあるんですかね。

この2つ、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○安藏委員長 大和課長。

○大和建设部技監兼河川都市排水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

具体的な対応につきましては、塀のほうと、あと道路の段差になるその段差のほうの解消の方法、それについてはお示しさせていただいております。

2番目の、今、弁護士が入って補償の話ということなんですけれども、工事の請負契約につきましては、損害については、工事で起こった損傷については施工会社はその補償について行うという条項もありますので、そちらについて、請負業者のほうが動いていただいていることだと思います。でも、今のお話がありますように、施工業者任せということは決して、それはできませんので、水戸市のほうもちゃんと仲介してやっていきたいと思っております。

ただ、その損傷とか被害を与えたということに関しては、施工中での出来事ですので、どうしても施工業者がそこを抜けるということではできませんので、施工業者のほうも弁護士に依頼しているというのは、調査とか、どういった被害があるのかという調査をお願いしている段階でありますので、裁判とかそういうふうなお話ではございません。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 それで、私は地権者の方は、一つは塀の問題で、ゆがんでしまった、一部少し損傷してしまったという問題もありますので、これについても、やっぱり早急に対応していただいて、やはり相手側の立場に立って、誠意を持って話し合うということができると思うんです。そういう所有者の合意もなくて、どうしても工期があるんだからといって工事の着工を強行すれば、私は一層問題がこじれてしまって、解決のために長期の時間が必要となってしまって、せっかく地元の皆さんが求めている道路整備も進まなくなってしまふということなので、私は、繰り返し言いますけれども、所有者の考えや要望を聞いて、相手の立場に立って交渉し、解決することを求めていきたいと思いますが、再度市の考え方を質問したいと思えます。

○安藏委員長 大和課長。

○大和建設部技監兼河川都市排水課長 確かに公共工事ですので、そちらのほう進めていかなければならないというのがありますが、やはり地主の方のほうの御意見等もちゃんと踏まえまして、私どもの提案させていただいた方法、あるいは影響がないような方法、こちらも説明して、御理解をいただきながら進めていきたいと思えます。

〔「はい、じゃ最後に」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 まだあるんですか。

○中庭委員 私は、やはり早期に解決するためにも、今大和課長が言いましたように、よく相手の立場に立って解決されるように要望して、質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○安藏委員長 そのほかございますか。

松本委員。

○松本委員 中庭委員は現場を見てこられたのかどうかわからないけれども、現場見えていますか。

〔「写真は見ました」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 写真だけね。鉄板塀とか、いろんなお話もありました。鉄というのは一番弱いのは、皆さんも御案内のとおりね。水とか、それに鎖が入っているということは事実でありました。それが工事をやって路

面を削ったために、その鎖が目に見えるようになってしまったというのが現状です。

この問題は、私も地主さんに御相談を受けて、いろいろと私の言える範囲内の、これは予算もかかりますから、その路面との高低の高さの部分が若干あるところもありますから、ですから、民地の地主さん側のほうの土地の土が路面のほうに流れちゃうだろうと。そういう問題等について、約半日間話し合いをしました。

ですから、私が言える部分については、要するに、柵板をずっとやって、そういう土が流れるとか、そういうことを防ぐぐらいなら、何とか私も予算獲得はできるであろうというようなお話を、地主さんには申し上げました。しかし、それだけでは、やはり納得をしていただけなかったので、やはり工事としては、これは早急にと、今中庭委員は言っていますけれども、2カ月以上、このことなどなどで工事がストップをしているんです。

私の地元だから、地元の町内の中に私の後援会もあるんですよ。だから、住民の方からいろんなことを言われるんですよ、何で工事ストップになっているのというようなこと。だから、私はだまかしていました。これは一旦舗装する前に、路面を固めるために車を通しておくんだと。ある程度車を通しておいて、路面が固まったら、もう1回よく削って直して、最後の舗装の段階に入るんだよというようなことで、地元の皆さん方にはそういう説明を私はしています。こういう問題でお困っているということは言っていないんです。

しかし、今のお話では、中庭委員は、ちょっと現場もまだよくわからないような状況の中で質問されていますけれども、状況がどうなのかということをよく見ていただいて、それからですので、これ以上工事を私もストップかけておくわけにはいかないと思います。ですから、これは執行部のほうで地主さんと、最後の話をするならして、やはりそこで円満に解決ができれば、それにこしたことはありません。そういうことの中で、早急に工事のほうは進めていただきたいというふうに私も思います。

以上です。

○安藏委員長 そのほか、その他のことでございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようでございますので、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時 9分 散会